



資料 3



政 委 第 18 号

平成 17 年 11 月 14 日

内 閣 総 理 大 臣

小 泉 純 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 殿



独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴府所管の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いいたします。特に、同閣議決定を踏まえ、

業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「駐留軍等労働者労務管理機構」という。）の主要な事務及び事業については、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により在日米軍に必要な労働力の確保を図るという目的を踏まえ、事務及び事業の一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 スリム化及びコスト削減

駐留軍等労働者労務管理機構については、効率的かつ効果的な業務運営を図る観点から、次期中期目標期間中に、次のような措置を講ずるものとする。

- ① 組織の在り方について抜本的な見直しを行い、本部については、管理部門を極力縮小し、支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、組織のスリム化及び統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性、配置状況等に応じた適正な規模の職員配置を行う。
- ② 駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。
- ③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより、大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。

第2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた上記第1で示した業務運営の効率化に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって

平成 17 年 11 月 14 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎

1 本日、当委員会は、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、昨年度前倒しで見直しの結論を得た法人を除いた 24 の独立行政法人について、その主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣に対し勧告の方向性を指摘しました。

審議に当たっては、今年 3 月以降、現地の訪問に加え、見直しの検討状況やその考え方に関する主務省・独立行政法人からのヒアリングを含め、独立行政法人評価分科会及びワーキング・グループ等を延べ 79 回開催し、検討を重ねてまいりました。

2 今回の勧告の方向性では、24 法人の主要な事務及び事業に関し、事務及び事業の一体的実施、公務員型独立行政法人の非公務員化について指摘を行ったほか、それぞれの法人について個別の事務及び事業の廃止、重点化、民間移行等の抜本的な見直しの方向を打ち出しております。当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重されて適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的かつ効果的な運営に大きく寄与するものと確信しています。

3 今後は、各主務大臣においてこの勧告の方向性を十分踏まえて法人の業務の見直しを具体化していただくこととなります。その際には、見直しの実効性が具体的に発揮されるよう当委員会として特に次の点を強調したいと考えます。

一点目は、個々の事務及び事業の見直しについてです。民間にできることは民間に、地方にできることは地方に委ねるとの基本的考え方の下、事務及び事業の廃止・重点化・アウトソーシング等を積極的に進め、人件費を含めた総費用の縮減を実現するなど、今回の見直しが実効あるものとなるよう御努力を期待します。

二点目は、非公務員化についてです。非公務員化は、研究開発・教育関係法人については民間・大学との人事交流の促進等により、その他の法人についても柔

軟な勤務形態の導入等により、効率的かつ効果的な業務運営や組織の活性化が期待でき、有効な改善策であると認識しています。各法人において、非公務員化の意義を積極的にとらえ、そのメリットを最大限にいかした運営が行われることが重要であると考えます。

三点目は、法人の統合の在り方についてです。法人の統合を行う場合は、その効果を十分に発揮できるような形にする必要があります。勧告の方向性の指摘を踏まえ、人事、予算、財務・会計を始めとして抜本的な見直しを進め、より効率的かつ効果的な運営が可能となる組織及び責任体制が構築されるよう各主務大臣の御尽力を期待します。

- 4 独立行政法人は、公共的な業務を担う主体として、国民の高い信頼を獲得し、それを維持していくことが不可欠であります。また、業務の定期的な抜本見直しを主要な柱とする独立行政法人制度は、特殊法人等において経営責任の不明確性、事業運営の非効率性・不透明性、組織・業務の自己増殖性、経営の自立性の欠如などが指摘されたことを踏まえ、これらの問題点を克服するものとして構築された制度であることも忘れてはなりません。今般の勧告の方向性を踏まえた業務の抜本的な見直しはもちろんのこと、来年度以降の中期目標期間が終了する法人についても同様の見直しが継続的に行われることで、すべての独立行政法人において、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスの提供が確保されることを当委員会として期待します。

最後に、勧告の方向性の取りまとめに当たり、これまで御協力いただきました各府省・各法人を始めとする関係の皆様に対し心より御礼申し上げますとともに、今後の当委員会の活動について、国民各層に強い御関心をお持ちいただき、幅広い御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上